

自動火災報知設備基準表

自動火災報知設備基準表

項	特定防火対象物	防火対象物の種類 (以上の場合該当)	延べ面積				地階・無窓階				階の規模			特殊条件		収容人員					指針等							
			全部	200㎡	300㎡	500㎡	1000㎡	100㎡	200㎡	300㎡	1000㎡	地下3階	地上3階	地上1階	200㎡※1	500㎡※2	20人	50人	300人	500人	800人	5000倍	※3					
(1)	イ	● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場																										
	ロ	● 公会堂又は集会場																										
(2)	イ	● キャバレー、カフェ、ナイトクラブの類																										
	ロ	● 遊技場又はダンスホール																										
	ハ	● 性風俗関連特殊営業店舗等																										
	ニ	● カラオケボックス、漫画喫茶、ネットカフェ、個室ビデオ等 ※5																										
(3)	イ	● 待合、料理店の類																										
	ロ	● 飲食店																										
(4)	● 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗又は展示場																											
(5)	イ	● 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの																										
	ロ	● 寄宿舎、下宿又は共同住宅																										
(6)	イ	● 病院、診療所又は助産所																										
	ロ	● 老人短期入所施設等 ※6																										
	ハ	● 老人デイサービスセンター等 ※7																										
	ニ	● 幼稚園又は特別支援学校																										
(7)	● 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校の類																											
(8)	● 図書館、博物館、美術館の類																											
(9)	イ	● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類																										
	ロ	● イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場																										
(10)	● 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)																											
(11)	● 神社、寺院、教会の類																											
(12)	イ	● 工場又は作業場																										
	ロ	● 映画スタジオ又はテレビスタジオ																										
(13)	イ	● 自動車庫、駐車場																										
	ロ	● 飛行機又は回転翼航空機の格納庫																										
(14)	● 倉庫																											
(15)	● 前各号に該当しない事業場(事務所など)																											
(16)	イ	● 複合用途防火対象物のうち、特定防火対象物の用途に供される部分が存在するもの																										
	ロ	● 複合用途防火対象物のうちイに掲げる防火対象物以外のもの																										
(162)	● 地下街																											
(163)	● 準地下街																											
(17)	● 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は日重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物																											

火 自動火災報知設備 方 ガス漏れ警報設備 警 非常警報設備 通 火災通報設備 TEL 一般電話 放 放送設備

※1: 地階・2階以上の駐車庫床面積 ※2: 通信機器室床面積
※3: 特定一階防火対象物(3階以上又は地下階に特定用途部分があり、かつ地上に直通する階段が1つかない建物。但し、その階段が特別避難階段や屋外階段の場合は当てはまらない。消防施行令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第4条の2の2第2号に規定する避難階段以外の階に存在する防火対象物で、当該避難階段以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2(当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1)以上設けられていないもの。
※4: 各用途毎の設置基準による ※5: カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。))において客に利用させる業務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
※6: ①老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。))を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ②救護施設 ③乳児院 ④障害児入所施設 ⑤障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入居させるものに限る。又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)
※7: ①老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(※6①に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(※6①に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※6①に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ②更生施設 ③助産施設 ④保育所、幼保連携認定子ども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ④児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)、⑤身体障害者福祉センター、障害者支援施設(※6①に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)
※8: 利用者を入居させ、又は宿泊させるものは面積に係らず自動火災報知設備を設置。
※9: (2)項イ、(5)項イ、(6)項ロの用途に供される部分には全て設置。また、(6)項イ(利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。)、(6)項ハ(利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る)の用途に供される部分にも全て自動火災報知設備を設置。
※10: 火災通報装置は、自動火災報知設備の作動と連動して起動すること。ただし、火災通報装置を常時人がいる防災センターに設置する場合は、連動義務対象から除外される。
(16)項イ、(162)項、(163)項については、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるものに限る。

警戒区域

- ① 1の警戒区域の面積は600㎡(内部が見とおせる場合は1000㎡)以下とする
- ② 1辺の長さは50m以下とすること。ただし光電式分離型は100m以下
- ③ 次の④を除き2以上の階にわたらないこと。ただし面積500㎡以内で2の階にわたる場合を除く
- ④ 傾斜路ならびにエレベータシャフト、パイプダクト等
- ⑤ 階段の警戒区域は、地階が1階のみの場合は、地上階に含め地上45m以下と、地階が2以上のものは地上階と別にする
- ⑥ ダクト等の警戒区域は、感知器の設置階が地下のものは地上階と別に、また地上階で当該感知器設置階が他のダクトと3階以上異なる場合も別にする

受信機の設定

- ① 守衛室、中央管理室(防災センター)、管理人室等常時人がいる場所
- ② 1の防火対象物に2以上の受信機が設けられている時は、これらの受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設ける
- ③ P型またはGP型1級1回線、P型またはGP型2級およびP型またはGP型3級受信機は1の防火対象物につき3台以上設けない
- ④ P型またはGP型2級1回線受信機は、延べ面積が350㎡以下に限る
- ⑤ P型またはGP型3級受信機は、延べ面積が150㎡以下に限る

感知器の設定

取付け面の高さ	感知器の種類
4m未満	差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型、定温式、煙感知器、炎感知器
4m以上 8m未満	差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型、定温式特種もしくは1種、煙感知器1種もしくは2種、炎感知器
8m以上 15m未満	差動式分布型、煙感知器1種もしくは2種、炎感知器
15m以上 20m未満	煙感知器1種、炎感知器
20m以上	炎感知器

ただし、複合式感知器は、その有する種類の制限の厳しい高さが適用される。

感知器の種類ごとの感知区域

	4m未満		4m～8m未満		8m～15m未満		15m～20m未満	
	耐火	その他	耐火	その他	耐火	その他	耐火	その他
差動式スポット型1種	90	50	45	30				
// 2種	70	40	35	25				
定温式スポット型特種	70	40	35	25				
// 1種	60	30	30	15				
// 2種	20	15						
煙式 (イオン化式/光電式)	1種	150	75		75		75	
	2種	150	75		75			
	3種	50						
差動式分布型 (空気管式)	① 感知器の露出長は感知区域ごとに20m以上 ② 感知器の相互間隔は耐火9m以下、その他6m以下 ③ 1の検出器に接続する長さは100m以下							

ただし、複合式感知器は、その有する種類の感知区域の広い面積が適用される。また、炎感知器は取付け高さ・角度によって感知区域が異なります。

発信機の設定

各階ごとに、その階の各部分から発信機までの歩行距離が50m以下となるように設ける

表示灯の設定

発信機の直近の箇所に表示灯を設ける

地区音響装置の設定

- ① 各階ごとにその階の各部分から水平距離が25m以下となるように設ける
- ② 音圧は警報を発するものの音響装置の中心から1m離れた位置で90dB以上(音声を発するものは92dB以上)
- ③ 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3000㎡を超える防火対象物またはその部分にあつては区分鳴動方式とする(一定時間経過後、または新たな火災信号を受信した場合は一斉鳴動に切り替わる)

感知器の設置を除外できる場所

- ① 主要構造部を耐火構造とした建築物の天井裏の部分
- ② 天井裏で、天井と上階の床との間の距離が0.5m未満の場所
- ③ 煙感知器にあつては①、②の他
 - ア.じんあい、微粉または水蒸気が多量に滞留する場所
 - イ.腐食性ガスが発生するおそれのある場所
 - ウ.厨房その他正常時において煙が滞留する場所
 - エ.著しく高温となる場所
 - オ.排気ガスが多量に滞留する場所
 - カ.煙が多量に流入するおそれのある場所
 - キ.結露が発生する場所
 - ク.ア～キまでに掲げる場所のほか、感知器の機能に支障をおよぼすおそれのある場所
 ただし、その環境に適応する感知器を別に設置する
- ④ 感知器(炎感知器を除く)の取付面の高さが20m以上の場所

感知器の取付け位置

- ① 換気口等の空気吹出し口のある場合は、吹出し口より、1.5m以上離れた位置に設置すること(差動式分布型および光電式分離型等を除く)
- ② 煙感知器は天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に設置する

煙感知器の設置

廊下、通路は歩行距離30m(3種は20m)、階段は垂直距離15m(3種は10m)に1個以上(特定一階段等防火対象物の階段室にあつては垂直距離7.5mごとに設置(1種・2種))

非常電源

非常電源は非常電源専用受電設備または、蓄電池設備(特定防火対象物で1000㎡以上の場合は蓄電池設備)によるものとし、蓄電池設備の容量は自動火災報知設備を有効に10分間作動できる容量以上とする

予備電源

- ① 予備電源は、密閉型蓄電池であること
- ② 主電源が停止した時は主電源から予備電源に、主電源が復旧した時は予備電源から主電源に自動的に切り替えられること
- ③ 容量は、監視状態を60分間継続した後、2の警戒区域の回線を作動させることができる消費電流を算し、10分間継続して作動させることができる容量であること
- ④ 予備電源の容量が、施行規則第24条に定める非常電源の容量以上である場合は、施行令第32条の規定を適用して非常電源を省略することができることとされている
ただし、非常電源の容量が十分であっても、予備電源を省略することはできない

配線

- ① 感知器の信号回路は、容易に導通試験をすることができるように、送り配線にするとともに回路の末端に発信機、押ボタンまたは終端器を設ける
- ② 感知器回路の配線の共通線は、1本につき7警戒区域以下とする
- ③ 感知器回路の線路抵抗は50Ω以下とする
- ④ 非常電源の配線は600V二種ビニル絶縁電線またはこれと同等以上の耐熱性を有する電線を用い、耐火構造とした主要構造部に埋設するか、またはこれと同等以上の耐熱効果のある方法で行う。ただしMIケーブル、消防庁長官が定める基準に適合する耐火電線を使用する場合はこの限りではない
- ⑤ 受信機から地区音響装置までの配線は600V二種ビニル絶縁電線またはこれと同等以上の耐熱性を有する電線を用い、金属管工事、金属ダクト工事等により設ける。ただし消防庁長官が定める基準に適合する耐火電線、耐熱電線を使用する場合はこの限りではない